

第5章 道徳の指導

1 道徳教育

急速な社会の変化に伴い、児童生徒の生活や意識も大きく変化している。こうした中、平成27年3月に学校教育法施行規則が改正され、「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」とするとともに、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部改正の告示が公示された。道徳教育の目標を発達の段階に応じて「自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」と改められた。

なお、小学校は平成30年度から実施となり、中学校は平成31年度から全面实施された。

学校教育とりわけ義務教育においては、社会の変化に自ら対応できる豊かな人間性や社会性を育成することが求められている。

そのためには、学校におけるあらゆる教育活動の場で道徳教育の推進を図っていかなければならない。

(1) 学校における道徳教育

学校における道徳教育のねらいは、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤としての道徳性を養うことを目標とする教育活動であり、社会の変化に対応しその形成者として生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。

道徳教育は、各教科、外国語活動（小学校）、特別活動及び総合的な学習の時間など、あらゆる教育活動を通じて行われるものであるが、道徳科においては、各活動における道徳教育の「要」として、指導を必要とする内容を補ったり、深めたり、相互の関連を

考えて発展させ、統合させたりする役割を果たすものとして週時程に位置付け、計画的、発展的に指導するものである。

特に、小学校では、生きる上で基礎となる道徳的価値観の形成や自己の生き方についての指導、中学校では人間としての生き方や社会との関わりを見つめさせる指導が大切である。

なお、道徳科の指導は、児童生徒の実態を最もよく理解している学級担任が指導することを原則とする。

(2) 道徳の指導計画

ア 道徳教育の全体計画

全体計画は道徳教育の一貫性を図り効果的推進の基盤となる。従って道徳科の位置付けや内容を明確にし、校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に、全教師の参加と協力により作成することが重要である。

全体計画には、次の事項を含めることが望まれる。

- (ア) 教育関係法規の規定、時代や社会の要請や課題、教育行政の重点施策、学校や地域の実態と課題、教職員や保護者の願い、児童生徒の道徳性に関する実態把握
- (イ) 学校の教育目標、道徳教育の重点目標、各学年の重点目標設定
- (ウ) 道徳科の指導の方針の設定
- (エ) 全体計画の別葉の作成（各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、特色ある教育活動や豊かな体験活動と道徳教育に関わる内容及び時期等が一覧できるもの）
- (オ) 家庭、地域社会及び学校間の連携、協力の具体的方針の明示
- (カ) 実施及び改善のための研修体制

イ 道徳科の年間指導計画

年間指導計画を活用しやすいものとし、指導の効果を高めるため、主に次

の点に留意して、作成する。

- (ア) 年間授業時数の確保
- (イ) 主題の設定と配列の工夫
- (ウ) 内容の重点的指導ができるような工夫
- (エ) 計画的、発展的指導ができるような工夫
- (オ) 各教科や体験活動等との関連を図った指導の工夫
- (カ) 複数時間の関連を図った指導の工夫

ウ 学級における指導計画

全体計画を児童生徒の実態に応じて具体化するため、次の点に留意し、創意工夫して作成することが望まれる。

- (ア) 学級担任の教師の個性を重視し伸び伸びとした学級経営を行う基盤となるようにする。
- (イ) 学校の各教師が相互に参観できるようにし、保護者にも示して理解を求めるようにする。
- (ウ) 他の教師や保護者等の意見を取り入れ、改善したり付け加えたりする。

2 道徳科の指導

(1) 指導内容

学習指導要領には、道徳科の指導内容について重点化を図るために、児童生徒の発達を考慮して、小・中学校共通に4つの視点を設定している。

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

以上の視点は個々に独立して存在するものでなく、相互に関係して人間の行為にかかわっていくことになる。

これら4つの視点にあわせた内容項目は、学習指導要領に示され、全て道徳科の中で扱わなければならない。こ

れらを児童生徒の道徳性の発達に応じて、構成・重点化することによって、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度の育成を効果的に図る必要がある。豊かな生活体験をもとに、他律から自律への道を歩ませ、人間のすばらしい可能性を自覚させるとともに、自ら高めていこうとする個人の育成を図っていくことが重要である。

(2) 学習指導案の作成

学習指導案には、特に決まった形式はなく、各教師の創意工夫が期待される。一般的には、次の事項や内容が取り上げられる。

ア 【主題名】原則として年間指導計画における主題名を記述する。

イ 【ねらいと教材】年間指導計画を踏まえてねらいを記述するとともに教材名を記述する。

ウ 【主題設定の理由】年間指導計画における主題構成の背景などを再確認するとともに、①ねらいや指導内容について教師の捉え方、②それに関連する生徒のこれまでの学習状況や実態と教師の願い、③使用する教材の特質やそれを生かす具体的な活用方法などを記述する。

エ 【学習指導過程】ねらいに含まれる道徳的価値について、児童生徒が道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深めることができるようにするための教師の指導と児童生徒の学習の手順を示す。一般的には、導入、展開、終末の各段階に区分し、「主な学習活動」「発問と予想される児童生徒の反応」「指導上の留意点」「指導の方法」「評価の観点」などで構成される場合が多い。

〈学習指導案作成上の留意点〉

- ア 学級の諸条件を考慮し、取り上げる主題への教師の指導意図を明確にする。
- イ ねらいに関する児童生徒の実態を十分に把握する。
- ウ 教材に対する児童生徒の反応を多面的に予測し、展開を考える。
- エ 児童生徒一人一人に配慮した展開を工夫する。
- オ 特に、終末の段階では、「今後、気を付けることをカードに書こう」とか「どのようにすべきか」といった「望ましい価値観の押し付け」や「望ましい行為、行動の決意表明」等、児童生徒の変容を即効的にねらうようなまともにならないようにする。
- カ 一人一人の児童生徒に対応できるよう評価の工夫をする。

(3) 道徳科に生かす教材

道徳科では、主たる教材として教科用図書を使用しなければならない。しかし、各地域に根ざした地域教材など、多様な教材を併せて活用することは重要である。

教材については、教育基本法や学校教育法、その他の法令に従い、次の観点に照らして適切と判断されるものであることが必要である。

- ア 児童生徒の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。
- イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を含め、児童生徒が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。
- ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

(4) 指導方法

児童生徒の感じ方や考えを一層深め、一人一人を生かすための教育方法には、次のようなものがある。

- ア 〈話し合い〉話し合いによって児童生徒の理解や判断力を高め、心情的な深まりも期待できる。その際、実態や目的に応じて少人数グループによる話し合いや机の配置など形態を工夫すると効果的である。
- イ 〈説話〉特に教師の体験談は効果が大きい。児童生徒への叱責や価値や行為の押し付け、教師の独りよがりの内容にならないような注意が必要である。
- ウ 〈書く活動〉ノートやワークシートの活用は、自分自身をじっくりと見つめたり、考えをまとめたりするのに有効である。
- エ 〈映像教材などの利用〉児童生徒の興味を高め、感性に訴え、理解を容易にすることができる。それぞれの資料の特質を効果的に生かしていく配慮が必要である。
- オ 〈役割演技〉ねらいとする道徳的価値について、感じ方や考え方の多様性に気付かせる上で有効である。表現活動に十分慣れさせておくことや、状況設定を慎重に検討し行うことが大切である。
なお、板書や掲示資料等の活用を工夫し、学習効果を高めるような配慮も大切である。
- カ 「考える道徳」「議論する道徳」という視点を踏まえ、多面的・多角的な捉え方や問題解決型の学習等、指導の工夫が大切である。

3 道徳科の評価

(1) 授業改善につなげる評価

児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に

生かすように努める必要がある。

(2) 道徳科の評価の在り方

- ア 数値による評価ではなく、記述式とすること。
- イ 個々の内容項目ごとによる評価でなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること。
- ウ 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて、認め、励ます個人内評価として行うこと。
- エ 発達障害のある児童生徒が抱える学習上の困難さの状況等を踏まえた指導及び評価上の配慮を行うこと。
- オ 調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにすること。

(3) 道徳科では児童生徒の何を評価するのか

学習活動において児童生徒が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、

- ア 一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか。
 - イ 道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか。
- という、一人一人の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握し、評価する。

(4) 評価のための具体的な工夫例

- ア 児童生徒の学習の過程や成果などの記録を計画的にファイルしたもの
- イ 児童生徒が道徳性を養っていく過程での児童生徒自身のエピソード
- ウ 作文やレポート、スピーチやプレゼンテーション等具体的な学習過程の記録
- エ 児童生徒が行う自己評価や相互評価等の蓄積

4 千葉県独自の取組

千葉県教育委員会は、平成22年12月、道徳教育推進のための基本的な方針を策定し（令和2年3月改訂）、「『いのち』のつながりと輝き～大切なあなた、大切なみんな、大切な自然と地球、そして大切なわたし～」を主題として掲げ、就学前から高等学校まで、発達の段階に応じた道徳教育を推進している。

県では独自の映像教材として、小学生用「いのちがいっぱい」等（10本）、中学生用「お母さんのお母さん」等（4本）、高校生用「青春のホイール」等（3本）及び読み物教材『明日への扉Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』等を作成し、この他にも、いじめを題材にした小中学生用の映像教材「ひびけ、心のリコーダー」、「いつのまに・・・」、千葉県オリンピック・パラリンピック教育と関連を図った小・中・高等学校用の映像教材を作成し、各学校に配付している。これらについては、指導案やワークシート、板書計画、掲示資料、実践授業映像等が添付されており、すぐに授業や校内研修等で活用できるようになっている。保護者会や1000か所ミニ集会等でも積極的に活用してほしい。

また、指導用資料として「道徳教育の手引き」（令和3年2月一部改訂）、道徳教育実践事例集「心豊かに」、実際の授業の映像と解説を収録した「道徳教育指導用映像資料」を作成し、配付している。

その他、特色ある道徳教育推進校をはじめとした多くの学校で公開授業が実施されている。これらの公開授業研究会や校内における相互授業参観等へ積極的に参加するとともに、日々の授業実践を通して自らの道徳の授業力の向上に努めてほしい。

《参考・引用文献》

- ・小学校学習指導要領解説「特別の教科 道徳編」文部科学省 平成29年7月
- ・中学校学習指導要領解説「特別の教科 道徳編」文部科学省 平成29年7月
- ・「道徳教育の手引き」千葉県教育委員会平成23年
- ・道徳教育推進のための基本的な方針（令和2年3月改訂）